

第56号議案 令和6年度長崎市一般会計補正予算（第1号）

<目次>

2款 総務費 1項 総務管理費

	ページ
【1目 一般管理費】	
人事給与管理システム運営費	P2~5
【21目 恩給及び退職年金費】	
恩給・年金	P6~8

総 務 部
令和6年6月

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
18~19	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1-1	人事給与管理システム運営費	千円 3,310

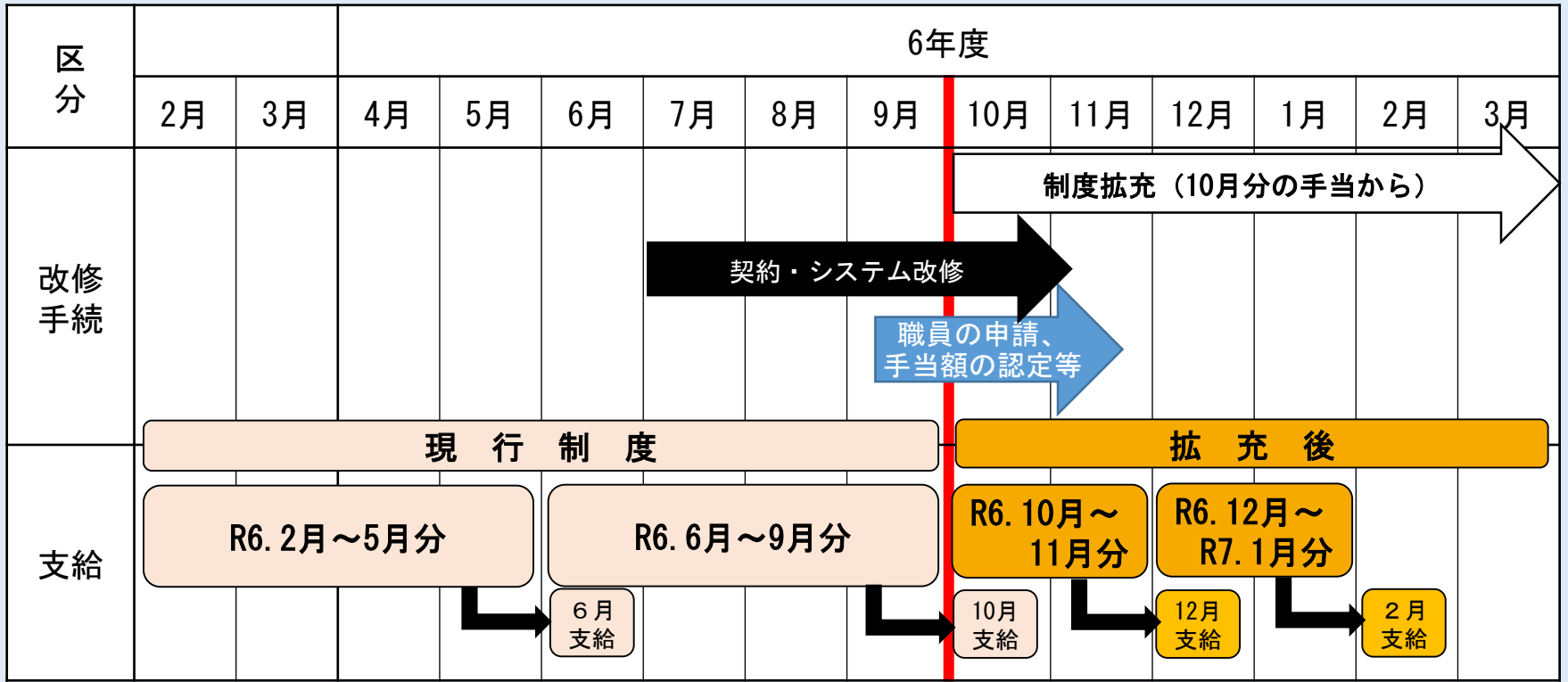
1 事業目的

職員に対して支給する児童手当について、児童手当法が改正され、令和6年10月から児童手当制度が拡充されることに伴い、令和6年度当初予算において、庶務事務システムの改修に係る予算を計上していたが、多子加算のカウント方法が見直されたことにより、新たに人事給与システムの改修が必要となったことから、不足する額を増額補正するもの。

2 補正内容

	当初予算	補正後
庶務事務システム	1 申請画面の改修 <ul style="list-style-type: none"> ・請求事由コードの設定変更 ・入力画面の追加 2 判定・認定画面の改修 <ul style="list-style-type: none"> ・監護相当・生計費の負担に係る確認画面の追加 ・所得制限額の廃止による項目の削除 ・集計結果表の修正 	同左
予算額	1,464千円	1,464千円
人事給与システム	1 保守業務委託契約内での対応 庶務事務システムに入力された申請データが人事給与システムへ連携されるが、システムの改修は、軽微なものであったことから、保守業務委託契約内での対応としていた。 <ul style="list-style-type: none"> ・手当額の変更 ・支給月数の変更 ・所得制限の廃止 ・支給対象者の拡大 	1 同左 2 新たなシステム改修 多子加算のカウント方法の見直し（22歳年度末まで）に伴い、新たにシステム改修が必要となった。（保守業務委託契約外での対応）。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族情報保守に係るプログラムの作成及び適用させるための作業に係る費用の増加 ・当該改修に係る初回支給時の立ち合い追加
予算額	0千円	3,310千円（今回補正額）
予算額計	1,464千円	4,774千円

3 スケジュール



4 事業費

システム改修業務委託料 4,774千円（うち、補正前の額 1,464千円、補正額 3,310千円）

5 財源内訳

区分	事業費※1	財源内訳				
		国庫支出金※2	県支出金	地方債	その他※3	一般財源
当初予算額	千円 49,280	千円 1,464	千円 -	千円 -	千円 2,581	千円 45,235
補正額	3,310	3,310	-	-	-	0
補正後の額	52,590	4,774	-	-	2,581	45,235

※1 補正後の事業費（52,590千円）のうち、児童手当拡充に伴うシステム改修費は4,774千円（当初1,464千円＋補正3,310千円）

※2 国庫補助率 事業費（4,774千円）の100% 子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正実施円滑化事業分）

※3 他会計からの電子計算費負担金等

【参考1】児童手当制度拡充の概要

区分	現行制度（令和6年9月分まで）		
支給対象	中学校修了までの児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）		
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦と子ども2人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外		
手当月額	3歳未満	一律：15,000円	
	3歳～小学校修了まで	第1子、第2子 一律：10,000円	第3子以降 15,000円
	中学生	一律：10,000円	
	高校生年代	なし	
	所得制限以上	一律：5,000円（特例給付）	
多子加算のカウント方法	高校生年代の子からカウント		
支払期月	3回（2月、6月、10月） （各前月までの4か月分を支払）		

拡充後（令和6年10月分以降）		
高校生年代までの児童 （18歳到達後の最初の年度末まで）		
所得制限なし		
3歳未満	第1子、第2子 15,000円	第3子以降 30,000円
3歳～高校生年代	第1子、第2子 10,000円	第3子以降 30,000円
22歳年度末までの子からカウント		
6回（偶数月） （各前月までの2か月分を支払）		

【参考 2】現行制度と拡充後の1月当たり支給額の比較

(例)小学生、中学生、高校生、大学生の子どもが4人いる場合

区 分		現行制度			拡充後			増加額
		金額 A	人数 B	支給額 C (A × B)	金額 D	人数 E	支給額 F (D × E)	F - C
3歳未満		15,000円	-	-	15,000円	-	-	-
3歳～小学校 修了まで	第1・2子	10,000円	-	-	10,000円	-	-	-
	第3子以降	15,000円	③ 1人	15,000円	30,000円	④ 1人	30,000円	15,000円
中学生	第1・2子	10,000円	② 1人	10,000円	10,000円	-	-	▲ 10,000円
	第3子以降	10,000円	② 1人	10,000円	30,000円	③ 1人	30,000円	30,000円
高校生年代	第1・2子	/	① 1人	/	10,000円	② 1人	10,000円	10,000円
	第3子以降	/	① 1人	/	30,000円	-	-	-
22歳年度末		/	1人	/	/	① 1人	/	/
合 計		/	3人	25,000円	/	4人	70,000円	45,000円
多子加算のカウント		高校生年代の子からカウント (多子加算対象：小学生③)			22歳年度末の子からカウント (多子加算対象：小学生④・中学生③)			/

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
18~19	2 総務費	1 総務管理費	21 恩給及び退職年金費	1-1	恩給	千円 8
				1-2	年金	39

1 事業目的

昭和37年11月30日以前に長崎市を退職した職員及びその遺族に対しては、旧長崎市給与金条例又は長崎市職員退職年金条例の規定に基づき、退隠料、退職年金、扶助料又は遺族年金(以下「退隠料等」という。)を支給している。

「恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令」が令和6年4月1日に施行され、恩給年額が改定されたこと等に伴い、長崎市においても同様の措置を講じて退隠料等の額を改定することから、不足する額を増額補正するもの。

2 事業内容

(1) 退隠料等の年額の引上げ

恩給年額の改定に伴い、退隠料等の計算の基礎となっている給料年額を一律 2.7%引上げ

(2) 退隠料等の最低保障額の引上げ

(単位：円)

区 分	改定前①	改定後②	引上げ額②-①
退隠料又は退職年金 (65歳以上の者)	1,132,700	1,163,300	30,600
扶助料又は遺族年金	792,000	813,400	21,400

(3) 寡婦加算額の引上げ

(単位：円)

区 分	改定前①	改定後②	引上げ額②-①
扶養遺族である子が2人以上ある場合	267,500	273,900	6,400
扶養遺族である子が1人ある場合	152,800	156,400	3,600
60歳以上である場合	152,800	156,000	3,200

(4) 寡婦加算の調整に関する基準額の引上げ

(単位：円)

区 分	改定前①	改定後②	引上げ額②-①
寡婦加算の調整に関する基準額	810,000	820,000	10,000

3 事業費

(1) 補正額 47千円 (恩給 8千円、年金 39千円)

※年額の引上げ額 62千円のうち、今回の補正額は、令和6年7月以降に支給（令和6年4月～12月分）する9か月分の47千円

(2) 積算内訳

ア 受給者の年額

(単位：円)

事業名	区分	受給者(人)	年齢(歳)	改定前①	改定後②	引上げ額②-①	備 考
恩給	扶助料	遺族 1	93	810,000	820,000	10,000	2(4) 寡婦加算の調整基準額
年金	退職年金	本人 1	93	1,132,700	1,163,300	30,600	2(2) 最低保障額
	遺族年金	遺族 1	82	792,000	813,400	21,400	2(2) 最低保障額
計		3		2,734,700	2,796,700	62,000	

※年齢は、令和6年4月1日現在

イ 令和6年度の支給額

(単位：円)

事業名	区分	改定前					改定後					不足額(②-①)			
		4月支給 (1~3月分)	7月支給 (4~6月分)	10月支給 (7~9月分)	12月支給 (10~12月分)	計①	4月支給 (1~3月分)	7月支給 (4~6月分)	10月支給 (7~9月分)	12月支給 (10~12月分)	計②	区分計	事業計		
恩給	扶助料	202,500	202,500	202,500	202,500	810,000	202,500	205,000	205,000	205,000	817,500	7,500	7,500		
年金	退職年金	283,175	283,175	283,175	283,175	1,132,700	283,175	290,825	290,825	290,825	1,155,650	22,950	39,000		
	遺族年金	198,000	198,000	198,000	198,000	792,000	198,000	203,350	203,350	203,350	808,050	16,050			
計							2,734,700						2,781,200	46,500	46,500

※7月以降の支給から改定後の額となる。

補正額：47千円

4 財源内訳

事業名	区分	事業費	財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
恩給	当初予算額	千円 810	千円 -	千円 -	千円 -	千円 92	千円 718
	補正額	8	-	-	-	-	8
	補正後の額	818	-	-	-	92	726
年金	当初予算額	1,925	-	-	-	553	1,372
	補正額	39	-	-	-	-	39
	補正後の額	1,964	-	-	-	553	1,411
計	当初予算額	2,735	-	-	-	645	2,090
	補正額	47	-	-	-	-	47
	補正後の額	2,782	-	-	-	645	2,137

※他会計からの分担金